

「社会保険等への加入状況」及び「法定福利費を内訳明示した見積書活用状況」アンケートの調査結果について（概要）

1-1. 調査の目的と特徴

本調査は、これまでに実施してきた各施策に関する各建設企業における取組状況等を総合的に把握し、社会保険等未加入対策の目標達成を見据えた加入徹底方策を検討するための基礎資料とする。特にこれまで未調査だった民間分野の実態に焦点をあてることにより、建設業界の全体像の把握を図るものである。

建設企業は、企業の受注階層により、規模や経営状況は大きく異なるため、アンケートでは回答企業の選定（階層、業種など）により結果は大きく異なる。そのため本調査の手法としては、下請企業や一人親方を含め実際の施工体制の全貌を明らかにできるよう、施工体制台帳の記載企業を対象とした「現場別アンケート」を実施。さらに元請や上位階層中心ではあるが、各業種からの一定の回答が得られるよう総合建設業団体及び、専門工事業団体会員企業を対象にした「会社別アンケート」と、2つの方向から情報収集を行なった。

1-2. 調査の概要

(1) 現場別アンケート

本調査では、まず総合建設業の3団体に、調査対象候補となる現場(元請企業)の抽出を依頼し、その元請企業に施工体制台帳、施工体系図、再下請負通知書などを提出してもらうよう要請。そこに記載された元・下請企業を調査対象に、事務局が改めて本調査を行うという、2段階によるアンケートを行った。

[調査協力団体]

(一社) 日本建設業連合会、(一社) 全国建設業協会、(一社) 全国中小建設業協会

[各団体に紹介してもらった現場数]

(一社)日本建設業連合会(日建連)

理事会社 46 社×4 現場..... 184 現場

(一社)全国建設業協会(全建)

44 道府県×3 現場=132 現場

3 都府県(東京都・愛知県・大阪府)×5 現場=15 現場 147 現場

(一社)全国中小建設業協会(全中建)

会員 33 団体×3 現場 99 現場

[調査対象とした現場条件]

・「民間建築工事」の「新築工事」を対象とする。

・工事規模は、以下の基準に準じる。

(一社) 日本建設業連合会..... 3 億円以上

(一社) 全国建設業協会..... 施工体制台帳作成義務のある工事 (3 億円未満を目安)

(一社) 全国中小建設業協会..... 施工体制台帳作成義務のある工事 (3 億円未満を目安)

- ・ 工事現場を選定する際は、『躯体工事中』『仕上げ工事中』の工事を含むように考慮して選定してもらう。
- ・ 企業、作業員の加入状況は、調査開始日から1週間の入場者について調査する。
- ・ 民間工事の定義は、「建設工事施工統計調査」「建設工事受注統計調査」に準ずる。

〔調査のフロー〕

- ①元請企業から「施工体制台帳」（「施工体系図」「再下請負通知書」含む）の提出を受ける。
- ②建設業振興基金で「施工体制台帳」の元請企業・下請企業情報をシステムに入力。IDを付与。
- ③建設業振興基金からIDを元請企業に送付。元請業者から各下請にIDを連絡するとともにアンケートに回答するよう下請企業に依頼。
- ④元請企業を含め各下請業者がアンケートに回答。
- ⑤建設業振興基金にて集計。

〔調査期間〕

平成26年12月9日(火)～12月19日(金)

〔回収数(企業数)〕

総回収数 4,001件

(2) 会社別アンケート

〔調査依頼先〕

- ・ 社会保険未加入対策推進協議会 参加建設業者団体
(社会保険未加入対策推進協議会における活動の一環として実施)

全国管工事業協同組合連合会	日本保温保冷工業協会	全国板硝子工事協同組合連合会
日本空調衛生工事業協会	全国基礎工業協同組合連合会	日本屋外広告業団体連合会
日本塗装工業会	全国建設業協同組合連合会	全国解体工事業団体連合会
全国建設業協会	日本ウエルポイント協会	日本建設インテリア事業協同組合連合会
日本左官業組合連合会	日本グラウト協会	日本ウレタン断熱協会
日本サッシ協会	日本建設躯体工事業団体連合会	日本配管工事業団体連合会
日本電設工業協会	日本海上起重技術協会	ビルディング・オートメーション協会
海外建設協会	日本造園組合連合会	日本トンネル専門工事業協会
日本道路建設業協会	日本建設業経営協会	日本アンカー協会
鉄骨建設業協会	全国防水工事業協会	日本潜水協会
日本建設組合連合	日本基礎建設協会	全国特定法面保護協会
全国中小建設業協会	全日本瓦工事業連盟	日本在来工法住宅協会
建設産業専門団体連合会	日本建設大工工事業協会	ダイヤモンド工事業協同組合
建設業労働災害防止協会	全国ダクト工業団体連合会	日本建設業連合会
情報通信エンジニアリング協会	全国コンクリート圧送事業団体連合会	フローリング協会
日本橋梁建設協会	全国タイル業協会	
全国鉄筋工事業協会	日本計装工業会	
日本蔦工業連合会	日本建築ブロック・エクステリア工事業協会	
日本室内装飾事業協同組合連合会	全国道路標識・標示業協会	
日本タイル煉瓦工事工業会	日本金属屋根協会	
全日本板金工業組合連合会	全国建設産業団体連合会	
日本造園建設業協会	日本内燃力発電設備協会	
日本冷凍空調設備工業連合会	日本建築板金協会	
日本機械土工協会	消防施設工事協会	
日本シャッター・ドア協会	日本運動施設建設業協会	
全国建設室内工事業協会	全国圧接業協同組合連合会	
日本橋梁・鋼構造物塗装技術協会	中小建設業住宅センター	
カーテンウォール・防火開口部協会	全国マスチック事業協同組合連合会	
プレストレスト・コンクリート建設業協会	全国ポンプ・圧送船協会	

〔配布数〕

- ・各建設業者団体の会員企業

〔調査のフロー〕

- ①国土交通省から各建設業者団体にアンケート実施を依頼。
- ②事前に各建設業者団体から会員企業数の報告を受ける。
- ③各建設業者団体が会員企業に対してアンケートを実施する旨周知。
- ④インターネットアンケートにより、各会員企業から直接回答。
- ⑤建設業振興基金にて集計。

〔調査期間〕

平成 26 年 12 月 16 日（火）～平成 27 年 1 月 8 日(木)

〔回収数〕

総回収数 3,349 件

(3) 主な設問項目

- ・企業・作業員の社会保険等の加入状況(現場別アンケートのみ)
- ・社会保険等加入状況の確認・指導
- ・法定福利費を内訳明示した見積書への対応
- ・法定福利費を内訳明示した見積書の注文者への提出有無
- ・建退共の活用状況

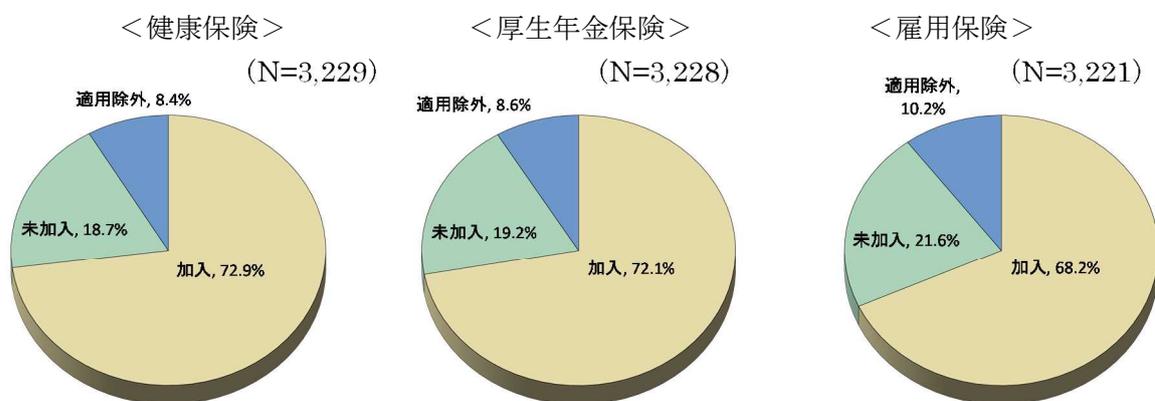
2-1. 民間（建築）工事における社会保険等への加入状況について

(1)現場別調査全体

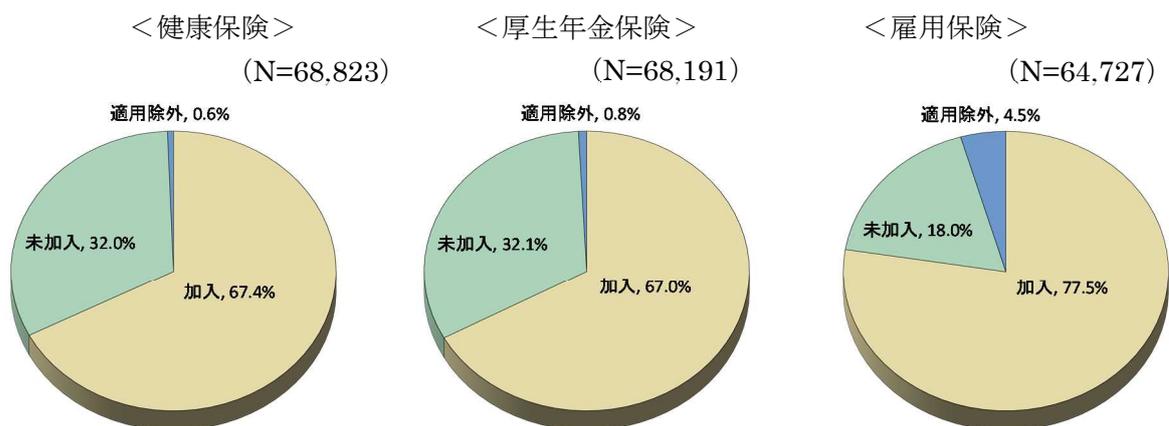
標記期間に行われた民間建築工事のサンプル調査では、企業、作業員の各種保険の加入率は、企業別で「健康保険」72.9%、「厚生年金」72.1%、「雇用保険」68.2%とどの保険にも7割前後は加入している。

一方、作業員別で「健康保険」67.4%、「厚生年金」67.0%、「雇用保険」77.5%であり、「適用除外」の割合を除いて、企業別とほぼ同じ結果となっている。

企業別



作業員別



※調査対象となった現場は、同一の企業から複数の提供を受けていることもあり、回答には同一企業のものが重複しているケースがある。
 ※企業別は、基本的に施工体制台帳(再下請負通知書)等の提供を受けて集計。作業員別は現場の施工体制に属する企業において作業員名簿をもとに集計を行ってもらった。

※健康保険(作業員別):【加入】協会けんぽ、組合管掌健康保険、全国土木建築国民健康保険組合、建設国保(国民健康保険組合)【未加入】市町村国民健康保険、その他、未加入、空欄【適用除外】適用除外

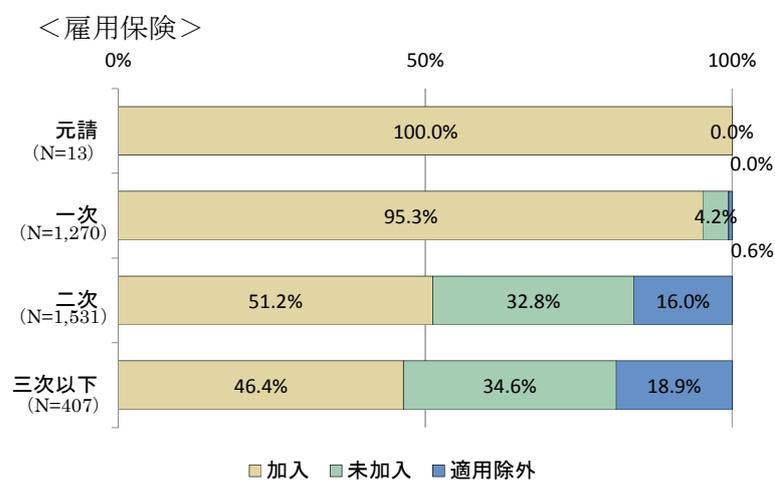
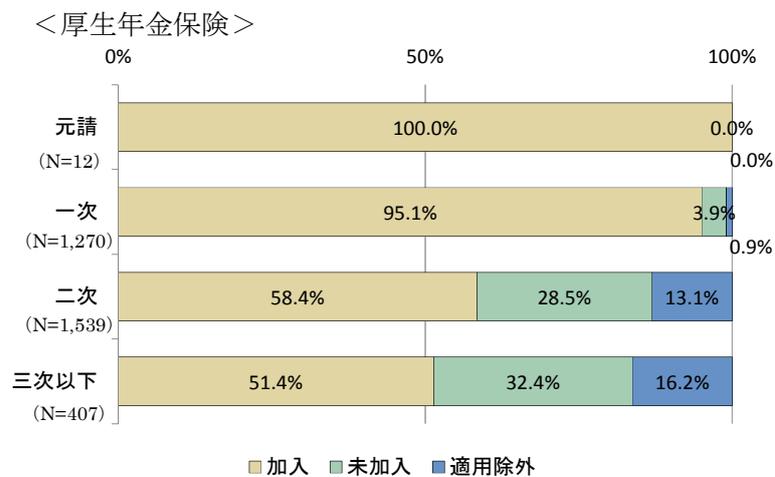
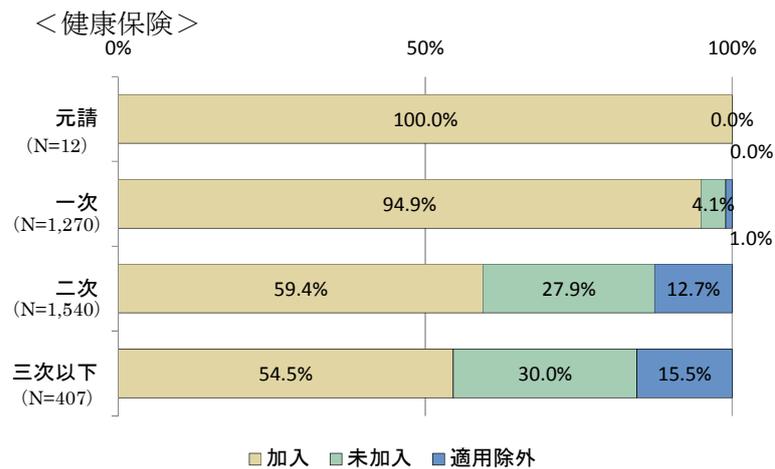
※厚生年金保険(作業員別):【加入】厚生年金、受給者【未加入】国民年金、その他、未加入、空欄【適用除外】適用除外

※雇用保険(作業員別):【加入】加入【未加入】未加入、空欄【適用除外】適用除外

(2)現場別調査下請次数別

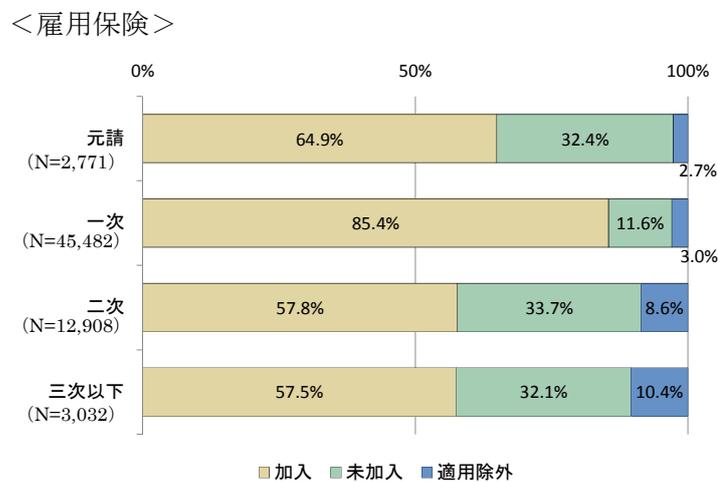
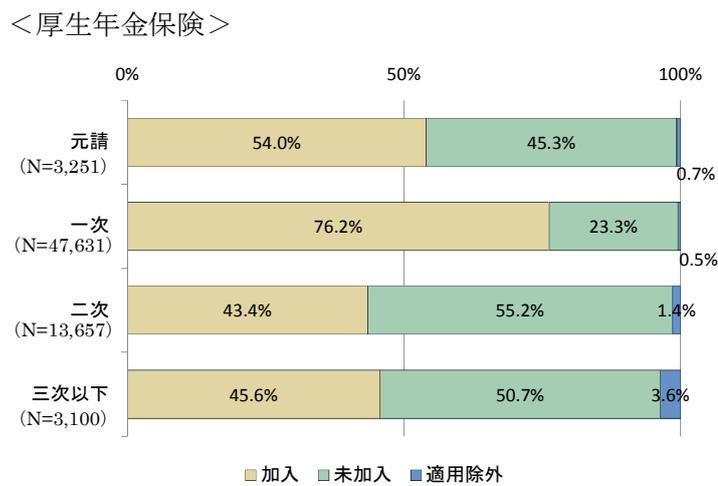
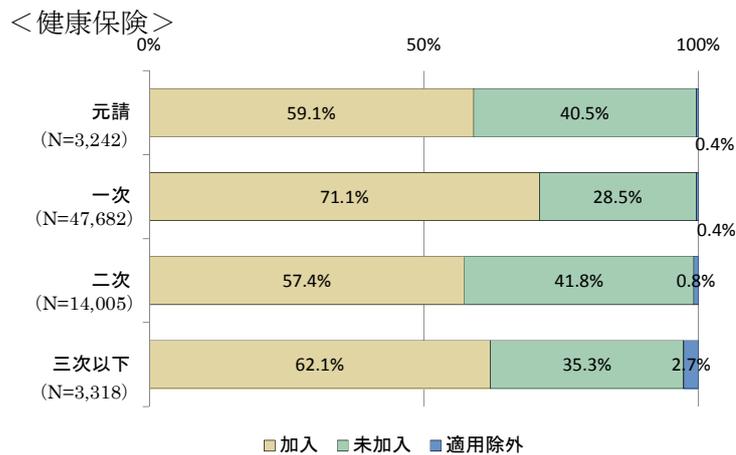
企業別の下請次数別では、どの保険においてもその加入率は「元請」、「一次下請」においては、9割を超え、非常に高いが、「二次」、「三次」以下で5割前後となっている。

企業別



作業員別の下請次数別では、「一次」ではどの保険の加入率も7割以上であり、他の次数の下請よりも10ポイント程度高くなっている。

作業員別



2-2. 法定福利費を内訳明示した見積書の活用について

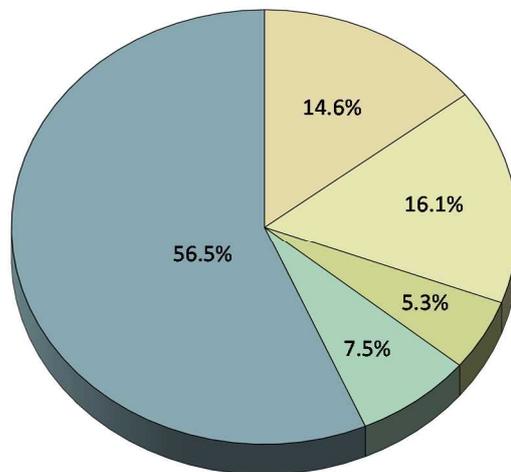
(1) 下請企業への提出指導

下請企業に対して法定福利費を内訳明示した見積書の提出を、「全て」もしくは「一部の」下請契約で指導した企業の割合は現場別で19.9%、会社別で22.3%であった。

「内訳明示はしないが、法定福利費を含んだ見積書の提出を指導した」場合を含めると、現場別で43.5%、会社別で58.9%と約半数に達している。

現場別調査

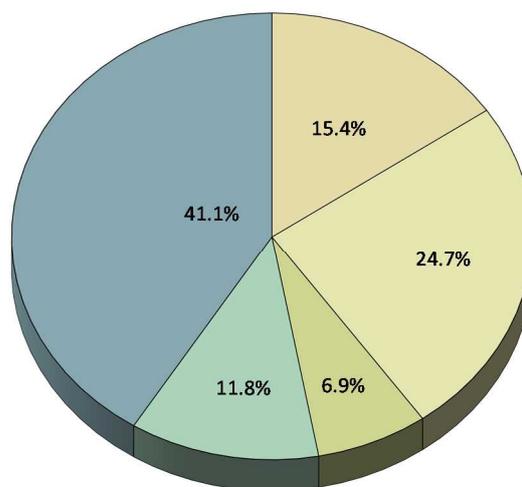
(N=2,300)



- 全ての下請契約で法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう指導した
- 全ての下請契約で内訳明示はしないが法定福利費を含んだ見積書を提出するよう指導した
- 一部の」下請契約で法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう指導した
- 一部の」下請契約で内訳明示はしないが法定福利費を含んだ見積書を提出するよう指導した
- 特に指導していない

会社別調査

(N=2,190)



- 全ての下請契約で法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう指導している
- 全ての下請契約で内訳明示はしないが法定福利費を含んだ見積書を提出するよう指導している
- 一部の」下請契約で法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう指導している
- 一部の」下請契約で内訳明示はしないが法定福利費を含んだ見積書を提出するよう指導している
- 特に指導していない

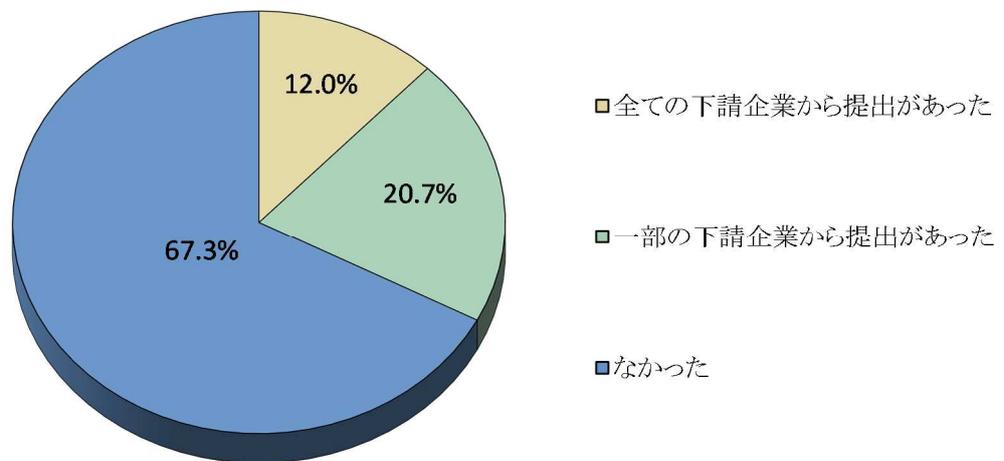
(2)下請企業からの提出状況

下請企業からの法定福利費を内訳明示した見積書の提出状況について、現場別調査では 32.7%が「全て」または「一部の下請企業」から提出を受けている。また、会社別調査では、23.3%が提出を「かなり」又は「おおむね」受けている。

一方、現場別調査では 67.3%が「提出を受けていない」、会社別調査で 60.1%が「ほとんど」又は「まったく」提出を受けていない」状況である。

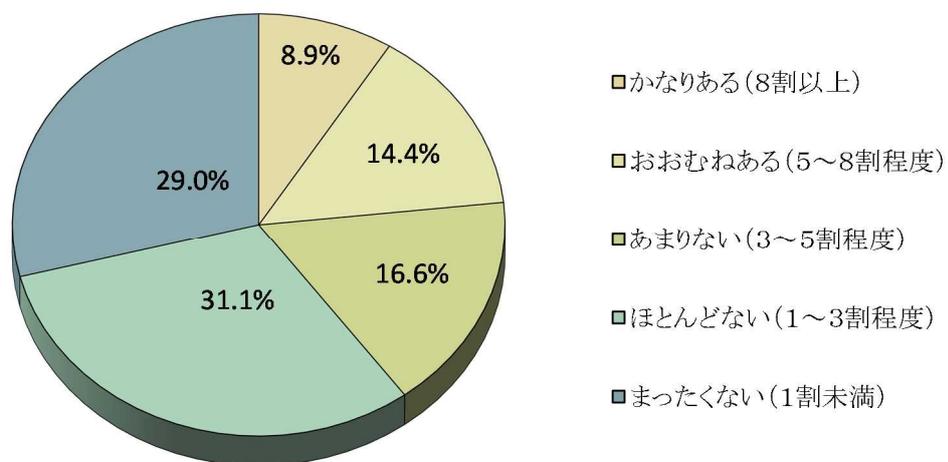
現場別調査

(N=2,300)



会社別調査

(N=2,190)



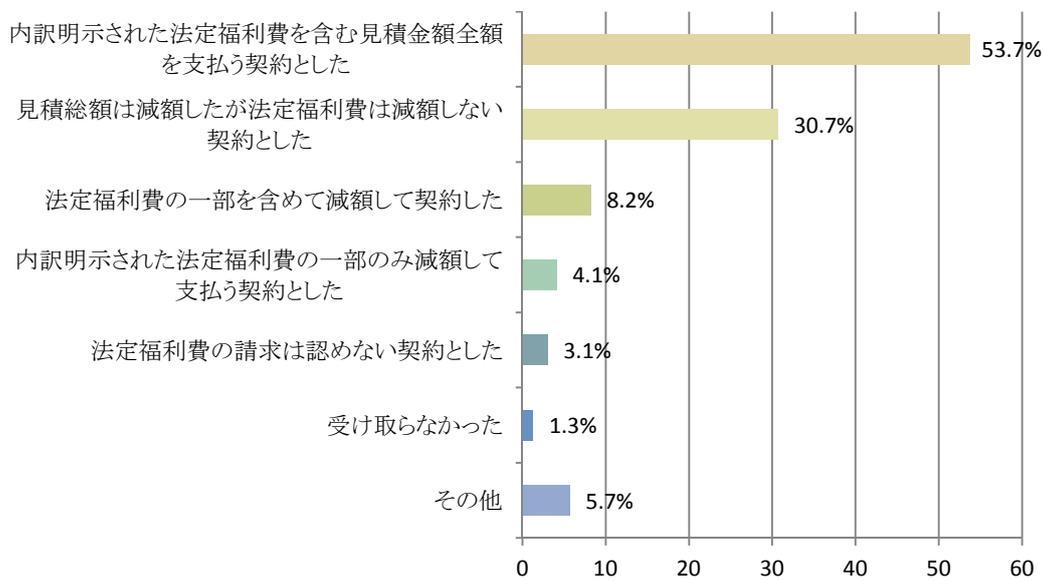
(3)提出を受けた結果(現場別のみ)

法定福利費を内訳明示した見積書の提出を受けた結果、53.7%で「内訳明示された法定福利費を含む見積金額全額を支払う契約とした」としている。

「見積総額は減額したが、法定福利費は減額しない」30.7%とした場合を含めると、法定福利費が支払われた場合の割合は84.4%であり、8割以上に達している。

現場別調査

(N=752) 複数回答可



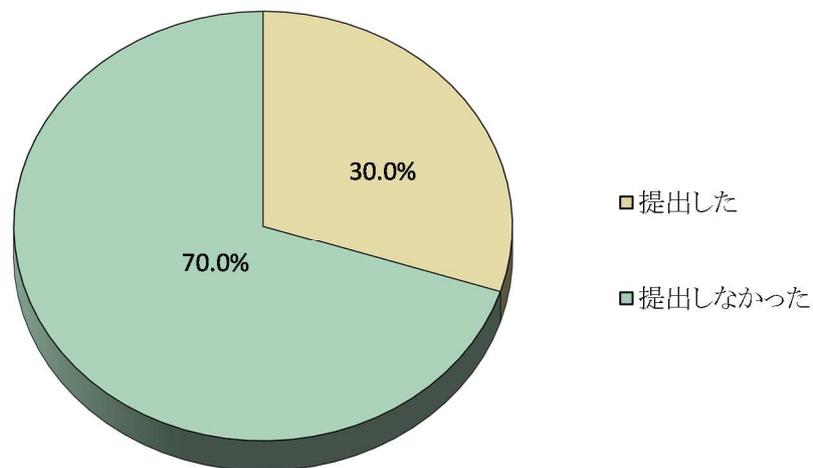
(4) 注文者への提出状況

注文者に対する法定福利費を内訳明示した見積書の提出について、現場別では 30.0%が「提出」、会社別では 31.7%が「ほとんど」または「おおむね提出」している。

一方、現場別では 70.0%が「提出せず」、会社別では 48.8%が「ほとんど」又は「まったく提出していない」状況である。

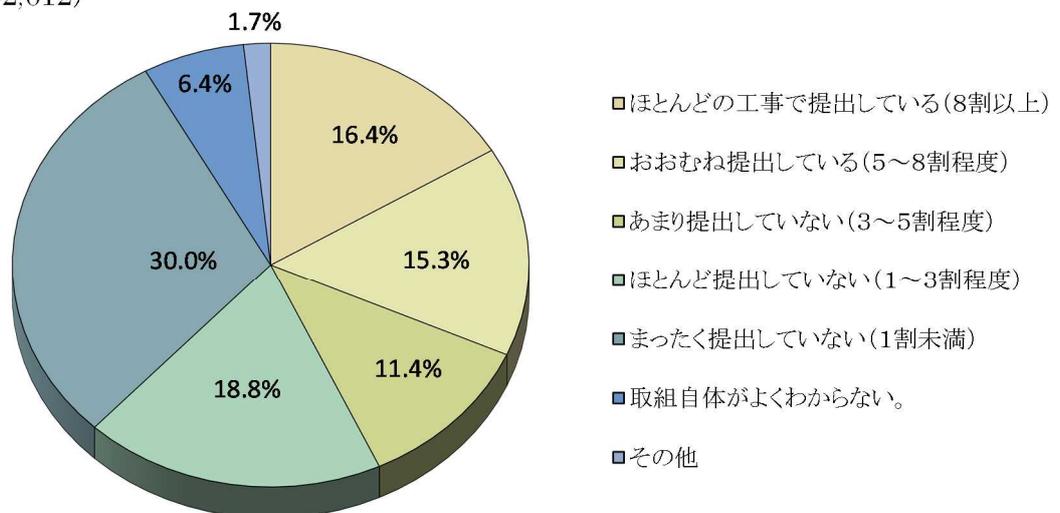
現場別調査

(N=3,824)



会社別調査

(N=2,012)

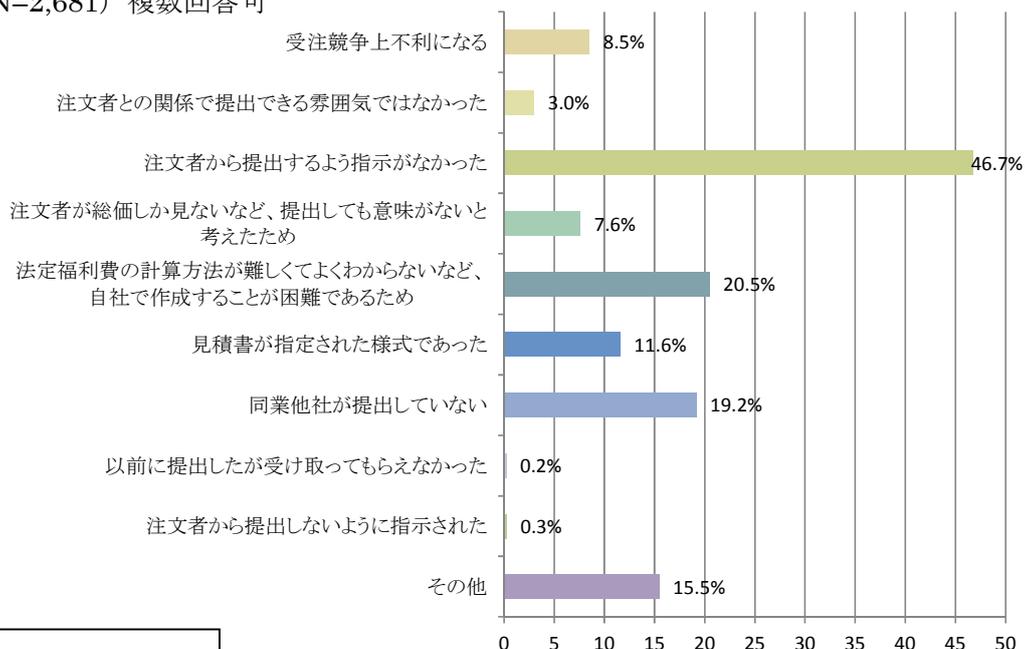


(5) 注文者へ提出しなかった理由

注文者に対して法定福利費を内訳明示した見積書を提出しなかった理由として、「現場別調査」、「会社別調査」ともに、「注文者から提出するよう指示がなかった」が多い結果となった。（「現場別調査」46.7%、「会社別調査」56.1%）

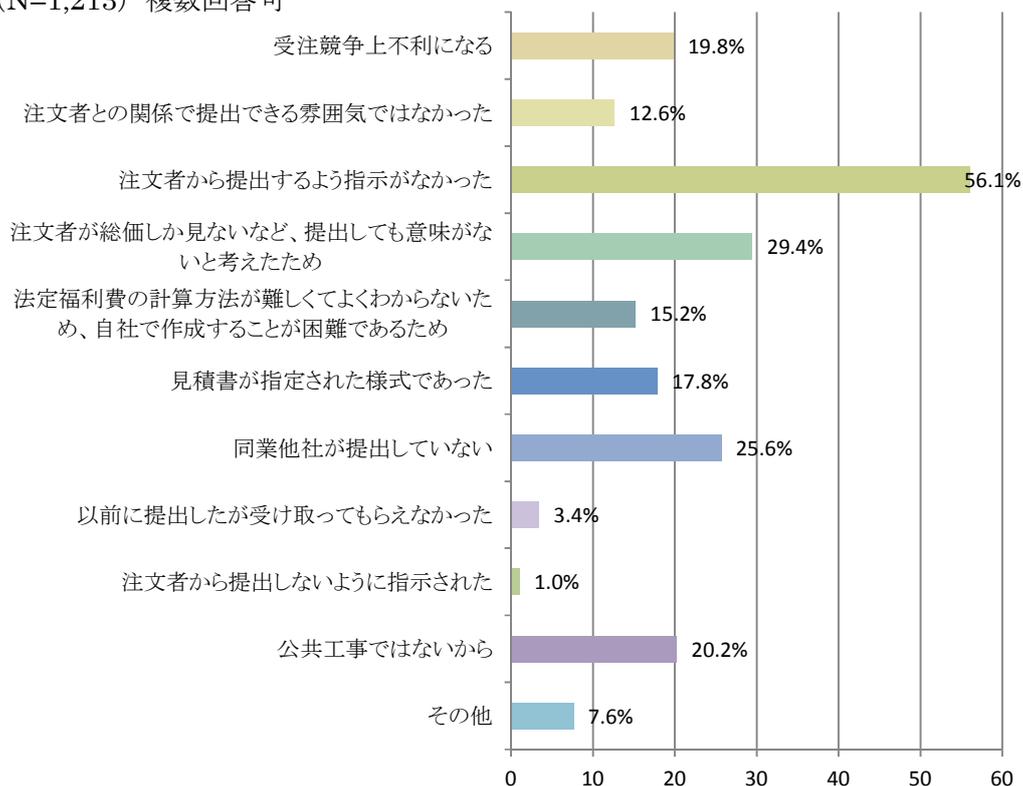
現場別調査

(N=2,681) 複数回答可



会社別調査

(N=1,213) 複数回答可

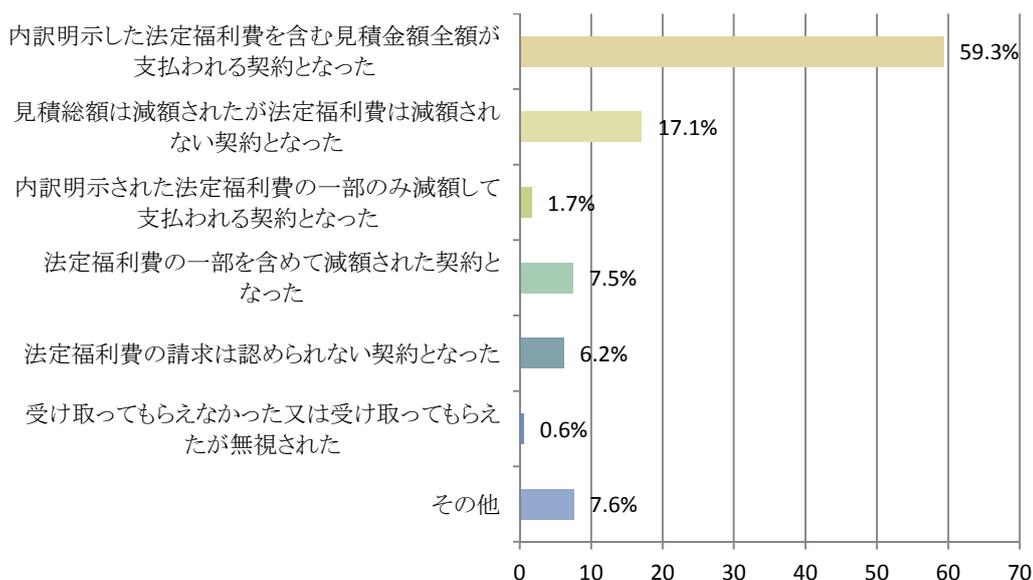


(6) 注文者へ提出した結果

注文者に対して内訳明示した見積書を提出した結果、「現場別調査」、「会社別調査」とともに「内訳明示した法定福利費を含む見積金額全額が支払われる契約となった」が最も多い。（「現場別調査」59.3%、「会社別調査」34.8%）。

現場別調査

(N=1,146) 複数回答可



会社別調査

(N=1,246) 複数回答可

